受付番号　　　　－

様式４-１

令和　　　年 月 日

学習院大学図書館長

鈴 木　亘　殿

**貴重書・準貴重書写真撮影・出版物掲載願**

学習院大学図書館所蔵貴重書・準貴重書について、下記のとおり許可条件を了承の上、写真撮影および出版物への掲載をご許可いただきたく申し込みいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 申　請　者 | 所属・身分 |
| (ふりがな)  氏　　名 |
| 住所  電話番号 |

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 資　　　料 | 資　料　名 | （請求記号：　　　　　　　　　　　） | | |
| 使用箇所（頁） |  | | |
| 使　用　目　的 |  | | |
| 出版物の概要 | 掲載書名 |  | | |
| 判型・総頁数 |  | | |
| 発行年月日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 発行責任者 |  | | |
| 発　行　部　数 |  | | |
| 定価 |  | | |
| 撮　影 | 撮影希望日時 | 年　　月　　日（　　）～　　　　年　　月　　日（　　）  　　　：　　　～　　　：  ※ 9:00～16:30の間で撮影してください（但し11:30～12:30は除く）。 | | |
| 撮　影　者  （氏名・身分） |  | 撮 影 方 法 | □ アナログカメラ　□ 業者  □ デジタルカメラ |

以上

個人の情報はこの目的以外では使用しません。

【許可の条件】

1. 裏面許可の条件のうち、

**第３条２、 第５条**

を適用する

(2) 撮影の際は、資料を細心の注意をもって扱い、係員の指示に従い、指定された日時・場所で行うこと

　(3) 当該資料の使用により問題が生じた場合、その責任はすべて申請者が負うこと

フィルム

出版物

納付金

館　長

次　長

情サ課長

担　当

**【許可の条件】**

許可の条件は「学習院大学図書館所蔵資料の出版および出版物掲載に関する内規」（平成３年４月１日施行）の以下条文による

第３条２ 許可の条件は次のとおりとする。

一　撮影したフィルムおよび印画を、願出の目的以外に使用してはならない。

二　撮影したフィルムおよび印画を、他の者に提供してはならない。

三　撮影したフィルムは、撮影後１ケ月以内に図書館に納めなければならない。

四　使用した資料が図書館の所蔵であることを、当該出版物に明示しなければならない。

五　出版物が完成したときは、その１部を図書館に寄贈しなければならない。

六　所定の納付金を納めなければならない。

（納付金）

第５条　納付金は、資料の利用様態により、次のとおりとする。

一　影印本（コロタイプ・オフセット・凸版・電子複写等による）の場合は、発行部数に応じて頒布価格の５％とし、最低限度額を10,000円とする。

＊価格×（該当ページ数÷総ページ数）×0.05×出版部数

ただし、本学教職員が著者または編者である場合には、価格の３％とする

二　翻刻本を刊行する場合は、10,000円とする。ただし、底本が100ページ（50丁）未満の場合は5,000円とする。

三　影印と合せて翻刻出版する場合は、影印部分についてのみ、第一項を適用する。

四　所蔵資料の一部を、参考図として掲載するなど、第一、二、三項以外の場合は次のとおりとする。

(１)　写真撮影をともなう場合　10,000円

(２)　写真撮影をともなわない場合　5,000円

五　次に該当する場合は、原則として納付金を免除する。

(１)　校合など参考資料として使用する場合

(２)　研究者の自費出版など、営利を目的としない場合

（その他の適用）

第６条　テレビジョン放映等を目的として、資料の撮影をする場合にも、この内規の定めるところに準じるものとする。